

令和4年4月13日

国家公務員制度担当大臣

二之湯 智 殿

日本税関労働組合
〔税関労働組〕
中央執行委員長 倉本 和邦



税関職員の定員確保等に関する要請書

税関は、「国民の安全・安心な社会の実現」、「適正かつ公平な関税等の徴収」、「貿易の円滑化」という3つの使命に込めるべく、水際における覚醒剤、危険ドラッグ等の不正薬物・銃器及びテロ関連物品・金地金・知的財産侵害物品の密輸出入の阻止、輸入通関や事後調査による関税・消費税等の徴収、さらには、税関手続きの緩和、簡素化を図るAEO制度の導入や輸出入申告官署の自由化等各種施策に取り組んでいます。

一昨年2月以降の新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、訪日外国人旅行者数が激減しつつも、SP貨物や国際郵便物の輸入件数は増加しており、不正薬物、金地金、知的財産侵害物品等の密輸入は多く、今後もこれらの傾向が続くと予想されています。今後入国者数の制限緩和に伴い増加が予想される訪日外国人旅行者等や、2025年に開催が予定されている大阪・関西万博等へのテロ対策等の水際取締りの強化についてもしっかりと取り組んでいく必要があります。

このような背景の中、覚醒剤等を始めとした不正薬物の押収量は、6年連続の1トン超えとなる摘発となっています。さらにはテロ関連物資や金地金の密輸入阻止など、税関の体制整備が必要な業務はますます増加している状況にあります。

このような状況の中、私たち税関職員は、限られた人員で国民から負託された税関の社会的使命を全うすべく日夜懸命に職務に精励していますが、必要な定員の確保がなされなければ、良質な公共サービスが失われ、国民生活に多大な悪影響があることは明らかです。

税関業務の重要性・特殊性・困難性については、国政の場においてもご理解をいただき、本年3月の衆議院・財務金融委員会及び参議院・財政金融委員会における「関税定率法等の一部を改正する法律案」の採決にあたっては、「税関職員の定員確保」や「税関職員の処遇改善」を内容とする附帯決議が全会一致で付されているところです。

貴職におかれましては、税関の職場実態と附帯決議の趣旨をご賢察のうえ、税関職員の定員確保について、特に政府の観光先進国の実現に向けた方針への対応をお伺いするとともに、なお一層のご理解を賜りますようお願いいたします。